

◆ PARKING NOW ◆

□ 「交通政策基本法」の施行について

一般社団法人全日本駐車協会

交通に関する施策の基本理念などをまとめた「交通政策基本法」が平成25年11月27日、参議院本会議で可決・成立し、12月4日公布・施行されましたのでお知らせいたします。

交通政策基本法は、交通政策の基本理念とその実現を図る基本事項について定めると共に、国、地方自治体、交通関連事業者、施設管理者などに対し、理念に沿った施策を策定し、実施する責務を定めております。

この法律は交通政策の理念を定めたいわゆる“理念法”であり、後記交通弱者への配慮項目を除いては、特に駐車場事業者・管理者としての責務については定められておりませんが、今後の国、地方自治体による交通関連施策の実施に際しての基本となる法律でありますので、この機会に一度精読(全32条)されますことをお勧めします。

本法では、まず交通が国民生活の基盤であり、社会経済活動に参加する際の重要な役割を担っているとの認識の下、急速な少子高齢化の進展等社会情勢の変化に対応した豊かな国民生活の実現に寄与する交通機能の確保・向上を基本として施策を実現することが定められました。

具体的には、大規模災害発生時の交通機能の維持・確保、避難のための代替移動手段の確保、環境負荷の軽減のためのモーダルシフトの推進、徒歩、自転車、自動車、鉄道、船舶、航空機等の交通手段の有機的・効率的な連携、交通政策とまちづくり政策、観光政策等との連携などが盛り込まれたほか、人・物の円滑な移動のために交通事業の経営環境が厳しい離島などでの交通手段の確保や高齢者、障害者、妊産婦等が利用しやすいように、「・・・自動車、鉄道車両、船舶及び航空機、旅客施設、道路並びに**駐車場**に係る構造・設備の改善の推進その他必要な施策を講ずるものとする。」(同法17条抜粋)ことが求められています。

以下に本法案の「概要パンフレット」を転載いたします。また、同法案全文等は、国土交通省ホームページ(以下アドレス)のトップページから次の順序で検索ください。

ホームページ⇒ <http://www.mlit.go.jp/> ⇒ 政策・法令・予算・審議会 ⇒ 国会提出法案
⇒ 第185回国会(臨時会)提出法案
(平成25年11月1日現在)
⇒ 交通政策基本法案

※お問合せ先：国土交通省総合政策局公共交通政策部

電 話：03-5253-8111(内線54903)

以上

●交通政策基本法

我が国経済・社会活動を支える基盤である国際交通、幹線交通及び地域交通について、国際競争力の強化や地域の活力の向上、大規模災害時への対応等の観点から、国が自治体、事業者等と密接に連携しつつ総合的かつ計画的に必要な施策を推進していくため、交通に関する施策についての基本理念を定め、関係者の責務等を明らかにするとともに、政府に交通政策基本計画の閣議決定及び国会報告を義務づける。

国際競争の激化・我が国経済の低迷 災害に強い国土・地域づくり 人口減少・少子高齢化

我が国が抱える喫緊の課題に対し、交通政策に求められる役割は極めて大きい

例えば

- 我が国の国際競争力の強化のための国際交通ネットワークや港湾・空港等の強化
- 危機的状況にある地域の公共交通の確保・改善
- 大規模災害時における旅客・物流ネットワークの機能の確保と迅速な回復 等

これらの課題への対応には

- ・ 長期的視野に立った計画的な取組
- ・ 多様な主体の連携・協働(関係省庁、交通事業者、自治体、住民 等)が不可欠

「交通政策基本法案」の制定

基本理念や関係者の責務等を明確化



(成田空港)



(富山市のLRT)

交通政策基本計画の閣議決定・国会報告

- | | |
|------------------|------------------------|
| ➤ 国際競争力の強化に必要な施策 | ➤ 地域の活力の向上に必要な施策 |
| ➤ 大規模災害時への対応 | ➤ 生活交通確保やバリアフリー化 |
| ➤ 環境負荷の低減に必要な施策 | ➤ まちづくりや観光立国の観点からの施策 等 |



(九州新幹線)

必要な支援措置(法制上、財政上等)

毎年国会に年次報告(「交通白書」)



(離島航路)

我が国が抱える喫緊の課題に対し、
政府・関係者が一体となり強力に交通政策を推進するための枠組みを構築